

第 29 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 23 号

訴えの提起について

熊本県地域未来投資促進事業補助金の返還請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和3年8月27日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

被告 八代市郡築十二番町388番地

株式会社北村養鯉場

上記代表者 代表取締役 北村和彦

2 事件名 熊本県地域未来投資促進事業補助金返還請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県地域未来投資促進事業補助金の返還に応じないため、熊本県補助金等交付規則の規定に基づき、返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、返還金、加算金及び延滞金の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。